

仕 様 書

1 業務名

埋蔵文化財発掘調査補助業務（北 6 西 1 5 地区）

2 業務場所

札幌市中央区北 6 条西 1 5 丁目 3－2 3

C 4 4 9 遺跡（北海道教育委員会登録番号 A－0 1－4 4 9）

3 業務期間

自：令和 7 年(2025 年) 4 月 2 1 日

至：令和 7 年(2025 年) 5 月 2 3 日

4 業務体制

(1) 本市係員

ア 業務実施場所における埋蔵文化財発掘調査を担当する本市の文化財調査員を本市係員とする。

イ 本市係員は、本業務全体を統括するものとし、本業務の履行について確認を行い、発掘調査の進行との調整を図り、受託者に対して適切な指示を行うものとする。

(2) 人員構成

ア 現場代理人

(ア) 業務実施場所における基準点測量工、水準測量工、見出し設置工、方眼杭設置工、方向杭設置工、測量記録工、人力掘削工に係る業務責任者を現場代理人と呼ぶものとする。

(イ) 現場代理人は、測量作業に従事する測量技師補が兼ねるものとする。

(ウ) 現場代理人は、埋蔵文化財の発掘調査における測量記録等業務について、3 年以上の実務経験を有し、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとする。

(エ) 現場代理人は、本市係員が計画する発掘調査が円滑に進行するよう取り計らうものとする。

(オ) 現場代理人は、掘削作業員の労務管理・安全管理に関する一切の事項を監督するものとする。

(カ) 現場代理人は、本市係員から受けた連絡・注意事項を速やかに掘削作業員等へ伝えること。

イ 掘削作業員

(ア) 業務実施場所において、現場代理人の指示のもと、人力掘削工に係る一切の作業を行うものを掘削作業員と呼ぶものとする。

(イ) 掘削作業員は、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとし、遺構・遺物の精査及び測量記録の補助作業（手作業による実測を含む）の実務経験を

3年以上有する者を含めて構成するものとする。なお、掘削作業員の構成については、事前に本市係員と打合せを行い、承諾を得なければならないものとする。

(ウ) 受託者は、掘削作業員に対して、埋蔵文化財の発掘調査の特殊性や重要性を十分認識させ、業務に際しては、万全の注意を払わなければならない。

(エ) 現場代理人は、掘削作業員に就業開始前における体操を義務づけ、作業に伴うケガの発生を未然に防ぐよう務めるものとする。

ウ 人員配置

(ア) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、現場代理人及び掘削作業員を速やかに業務実施場所に配置すること。

現場代理人 — 掘削作業員

(イ) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、作業日において業務実施場所に常駐することを原則とする。

(ウ) 掘削作業員の勤務は原則として1日単位とするが、やむを得ぬ理由が生じた場合は本市係員の承諾を得たうえで半日単位の勤務及び欠勤を認めるものとする。その場合においては、午前勤務1回と午後勤務1回の組み合わせで1日勤務とみなすこととし、以後の出勤を調整することにより仕様詳細に示した業務量を達すること。

エ 人員の変更

やむを得ぬ理由で、本業務に従事する現場代理人及び掘削作業員（以下「発掘調査従事者」という。）を変更する場合には、書面にて届け出を行い、本市係員の承諾を受けること。

5 提出書類

受託者は、契約締結後、業務着手までに、業務実施に必要な下記(1)～(4)の書類を提出しなければならない。なお、(3)には現場代理人と受託者の直接的な雇用関係を証明する書類及び資格証明書の写しを添付すること。ただし、それらに被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む）、生年月日が含まれる場合は当該箇所にマスキングを施すこと。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、本市係員の承諾を得ることとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書
- (4) 業務体制表

6 業務日時

- (1) 発掘作業は、令和7年(2025年)5月7日から5月23日（予定）まで行うものとする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日は原則として作業を行わない。また、天候

及びその他の事由で発掘作業を行わない場合がある。

- (3) 天候及びその他の事由で発掘作業を行わないときは、本市係員が現場代理人に通知する。
- (4) 作業時間は、9時00分～17時00分とする。
- (5) 作業中の降雨等による作業の中断は、本市係員と現場代理人が協議して決定する。

7 業務内容

- (1) 基準点測量工
 - ア 3級基準点測量
 - イ 測量成果簿の作成
- (2) 水準測量工
 - ア 4級水準測量
 - イ 調査区内仮ベンチマークの設置
 - ウ 水準測量手簿の作成
- (3) 見出し設置工
 - 調査範囲の位置出し・見出し杭の設置
- (4) 方眼杭設置工
 - ア 調査区方眼杭の設置
 - イ グリッド配置図の作成
- (5) 方向杭設置工
 - ア 調査区方向杭の設置
 - イ 設置方向杭位置図の作成
- (6) 測量記録工
 - ア トータルステーションによる調査区・遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）
 - イ トータルステーション・手作業による調査区・遺構の土層断面記録（標高記録含む）
 - ウ 記録データの処理
 - エ 手作業で記録した図面のデジタル化
- (7) 人力掘削工
 - ア 調査区の人力掘削
 - イ 遺構・遺物の検出・精査・完掘
 - ウ 測量記録工の補助作業
 - エ 遺物の取り上げ、コンテナ内への収納及び基礎整理（水洗、注記、台帳整理・入力等）
 - オ ブルーシート・コンパネ等による遺構等の保護措置
 - カ バケツ・スポンジ等による調査区内の簡易的な雨水処理
 - キ その他本業務に必要なあらゆる作業

8 仕様

別紙仕様詳細、別紙札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

9 基準点測量工及び水準測量工

- (1) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。
- (2) オートレベルは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。
- (3) 基準点の座標は、世界測地系の座標を用いること。
- (4) 調査区内に、仮ベンチマークを設置すること。

10 見出し設置工

- (1) 見出し杭には、幅4.5cm×厚さ1.2cm×長さ120cmの角材を使用すること。
- (2) 見出し杭の設置時期、設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。

11 方眼杭設置工及び方向杭設置工

- (1) 方眼は、本市係員の指示に従い設定すること。
- (2) 方眼には、世界測地系の座標を与えること。
- (3) 方眼杭には、幅6.0cm×厚さ6.0cm×長さ60cmの角材を使用すること。
- (4) 方向杭には、幅4.5cm×厚さ4.5cm×長さ60cmの角材を使用すること。
- (5) 方眼杭には、本市係員の指示に従い、方眼名を表記すること。
- (6) 方向杭の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (7) 方眼杭・方向杭設置は、複数回にわけて実施することとし、詳細は本市係員の指示に従うこと。

12 測量記録工

- (1) 本市係員の指示に従い、各種範囲、形状、位置、土層断面等を、トータルステーションを使用して記録すること。
- (2) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。
- (3) 測量時に必要な機材・消耗品等（オートレベル、アルミスタッフ、コンベックス等）はすべて受託者が用意すること。
- (4) 本市係員の指示に従い、必要に応じて、遺構断面図等を手作業で記録すること。
- (5) 本市係員が記入する撮影台帳をもとに、本市係員が指定した書式で写真台帳を作成すること。
- (6) 現地での業務に用いる撮影看板、撮影台帳、遺物台帳、遺構台帳、土層注記台帳等は、様式について本市係員と打合せのうえ、すべて受託者が用意すること。

13 人力掘削工

- (1) 掘削方法は、事前に本市係員と打合せを行い決定すること。
- (2) 排土の処理方法は、事前に本市係員と打合せを行い決定すること。

- (3) 遺構・遺物の精査方法は、その都度、本市係員の指示に従うこと。
- (4) 取り上げた遺物は、密閉式のビニール袋に収納し、ビニール袋には、遺跡名、出土方眼名、層位、遺物番号、日付等を、黒マジックで記載すること。なお、記載内容については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (5) 遺物は、コンテナに収納するものとし、コンテナには内容物が把握できるようにラベル等を貼付すること。なお、収納方法については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (6) 遺物の基礎整理（水洗、注記、台帳整理・入力等）は、本市係員の指示した日程、作業スペースで実施すること。
- (7) 遺物取り上げに要する道具（ビニール袋、はし、竹串等）、遺物収納に要する器材（コンテナ、ザル等）、遺物の基礎整理に要する道具（ブラシ、タオル、注記用具、遺物注記機、重量計等）は、内容について本市係員と打合せのうえ、すべて受託者が用意すること。
- (8) 本市係員の指示に従い、遺物台帳、遺構台帳を作成・整理・入力すること。なお、台帳データの入力項目については、本市係員の指示に従うこと。
- (9) 遺物の取扱いには、破損・紛失・混同等のないよう、最善の注意を払うこと。
- (10) 本市係員の指示に従い、ブルーシート・コンパネ・ビニール等を用いて、遺構・遺物・包含層等の保護を行うこと。
- (11) 本市係員の指示に従い、調査区内に滞水した雨水の排水作業を行うこと。
- (12) 遺構等の保護措置及び雨水の排水作業に際しては、遺構・遺物に影響を及ぼすことがないように最善の注意を払うこと。

14 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後に、業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員へ提出すること。
- (2) 業務日誌には、工種毎の作業内容、発掘調査従事者の内訳・人数を記載すること。
- (3) 発掘調査の作業当日にその日の測量記録、測量台帳、写真台帳を本市係員が指定する方法で提出し点検を受けること。提出方法については本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (4) 業務終了後には、業務終了届を遅滞なく提出すること。業務終了届には、業務日誌、掘削作業員の出勤を確認できる稼働確認簿の写しを添付し、必要に応じて業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる資料を添付すること。
- (5) 測量記録のデータ項目については、本市係員の指示に従うこと。データは、CSV形式に変換したデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (6) 測量図面の内容・種類については、本市係員の指示に従うこと。図面データは、本市係員の指示に従い縮尺調整、レイアウト、平面図・断面図の整合作業、線種調整等を行い、本市係員の確認を受けた上で、イラストレーター形式のデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (7) 写真台帳はEXCEL形式で入力し、デジタルデータを記録メディアで納品すること。

- (8) 土層注記台帳はE X C E L形式で入力し、デジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (9) 遺物台帳は、E X C E L形式に変換したデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (10) 手作業で記録した遺構断面図等の図面は3 0 0 d p i でスキニングし、内容・種類ごとにファイル名を付してJ P E G形式のデジタルデータとすること。また、それらの図面をデジタルトレースし、イラストレーター形式のデジタルデータとすること。いずれのデジタルデータも、記録メディアで納品すること。
- (11) デジタルデータの納品に用いる記録メディアは、本市係員と事前に協議を行い決定し、正副をセットで納品すること。
- (12) 業務がすべて完了したときは、測量成果簿、水準測量手簿、グリッド配置図、測量記録、測量図面、写真台帳、土層注記台帳、遺物台帳を提出すること。提出物は、本市係員が指示したものを除き、原則としてデジタルデータで提出すること。

15 安全対策等

- (1) 交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全を期すこと。
- (2) 業務施工中、別紙共通仕様書の安全管理並びに法令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には、応急処置等所要の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。
- (3) 本業務の履行に伴い、従事者の過失により施設、設備、備品、機器類等を破損・汚損等した場合並びに事故が発生した場合は、受託者の責任において対応し、原状復旧及びその他必要となる費用を負担すること。

16 その他

- (1) 事業地内は駐車不可であるが、本市係員が指定する近隣駐車場1台分を使用できるものとする。その他に受託者の業務や掘削作業員の通勤で駐車場が必要となる場合は、各自の責任と負担において準備し、確保するものとし、路上駐車や近隣商業施設への無断駐車等を行わないよう徹底すること。
- (2) 掘削作業員は基本的に現地集合とし、それに係る移動手段は問わない。
- (3) 発掘調査従事者は、本市係員が指定する札幌市中央区北6条西15丁目3-38に所在する平屋建て建物1軒を休憩等に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、発掘調査従事者が本市の信用を失墜する行為をしないよう教育・指導を徹底すること。
- (5) 業務で得た記録類及び作成したデータは、全て本市の所有とすること。
- (6) 受託者は、発掘調査従事者が業務上知り得た情報を漏洩することのないよう教育・指導を徹底すること。
- (7) 作業終了後には翌作業日の作業進行・内容について本市係員と打合せを行うこと。

- (8) その他全般について、本市係員との十分な協議結果に基づき、業務を遂行すること。
- (9) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で履行すること。

仕様詳細

1) 基準点測量工

名称	規格	単位	数量
基準点測量	3級基準点測量	点	2

2) 水準測量工

名称	規格	単位	数量
水準測量	4級水準測量	km	1.3

3) 見出し設置工

名称	規格	単位	数量
見出し杭設置		本	9

4) 方眼杭設置工

名称	規格	単位	数量
方眼杭設置		本	1

5) 方向杭設置工

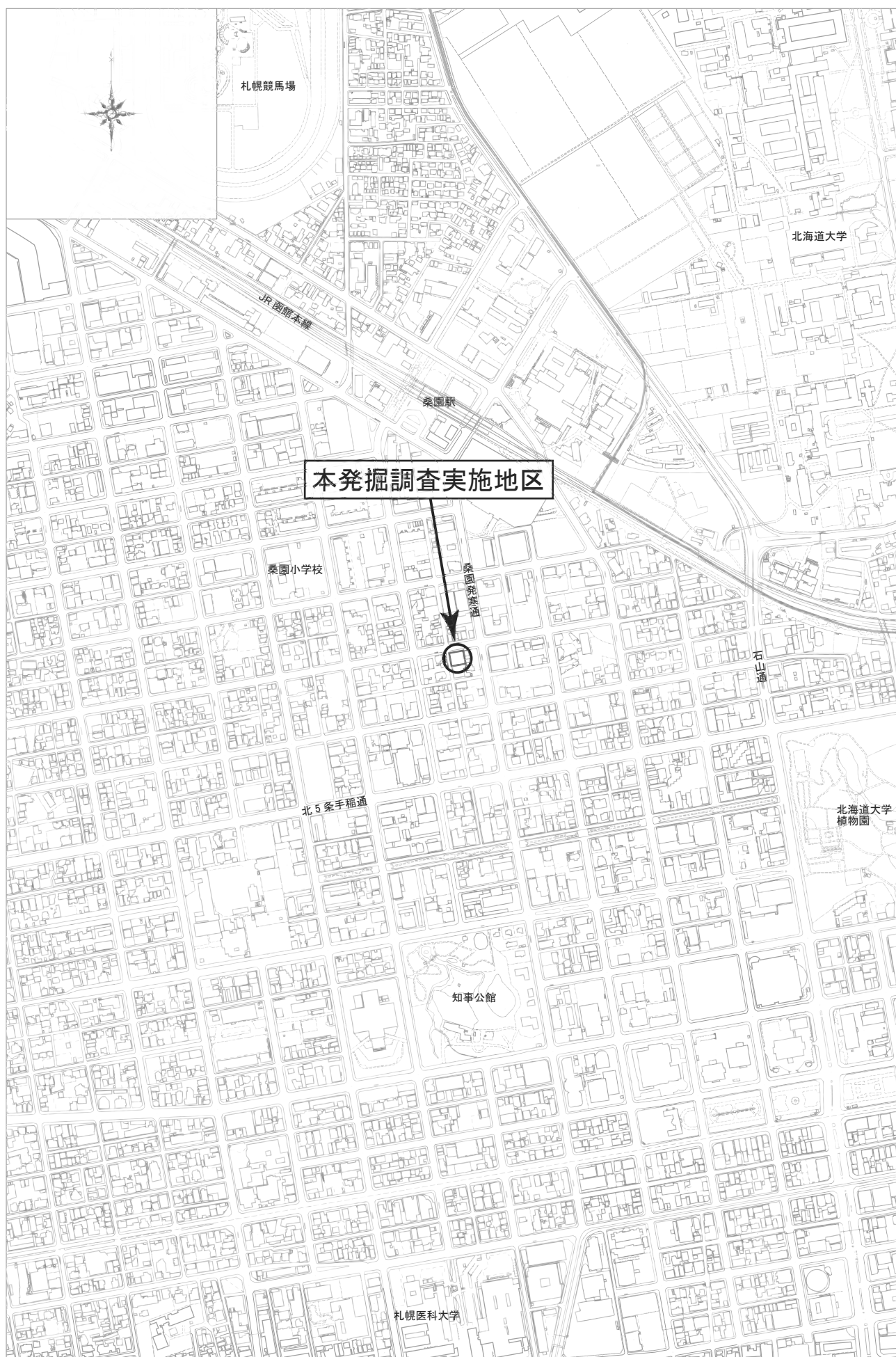
名称	規格	単位	数量
方向杭設置		本	6

6) 測量記録工

名称	規格	単位	数量
測量技師補	令和7年5月7日～5月23日、1人×13日間	人	13

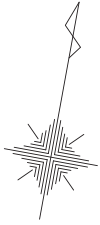
7) 人力掘削工

名称	規格	単位	数量
掘削作業員	令和7年5月7日～5月23日	人	117

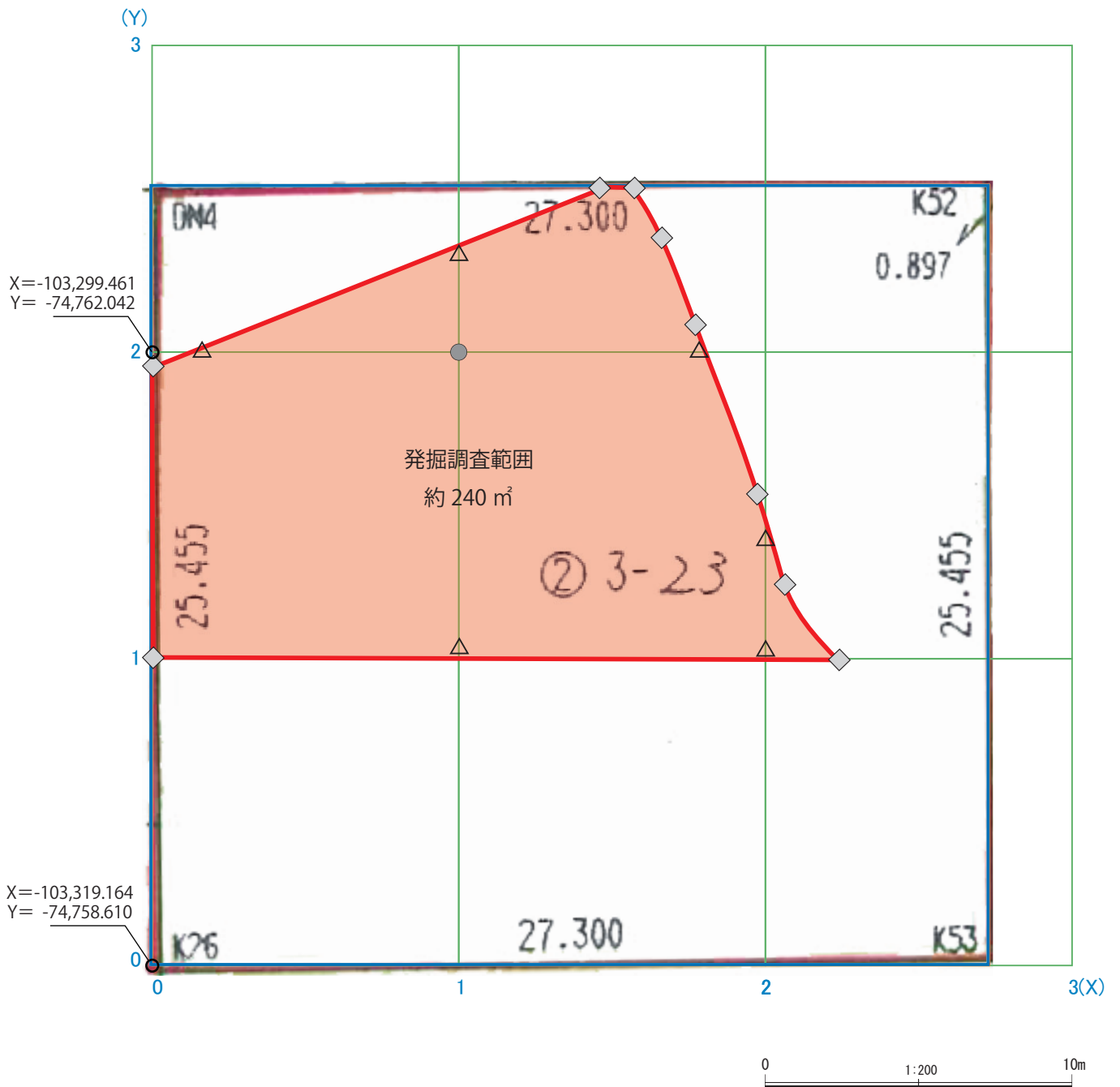


位置図

S=1/10,000



- 凡例
- ◇見出杭 9 本
 - 方眼杭 1 本
 - △方向杭 6 本



詳細図

札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財測量記録等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

測量記録等：トータルステーション、カメラによる各種範囲、位置、土層断面等の測量記録、写真記録と、遺構調査等を含む人力掘削のすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

業務仕様

1 安全管理

- （１）受託者は、交通・自然災害、防犯等に関する緊急時の連絡体制を、係員と協議のうえ整備すること。
- （２）バックホウの作業半径内における各種作業は、原則として禁止する。
- （３）部分的に深い掘削を行う場合は、壁面の崩落等の危険性を常に意識し、開口部への進入や排土等の滑落、従事者の配置等に留意すること。
- （４）現場代理人は、測量記録や人力掘削に用いる道具等の安全かつ的確な使用方法の周知、整理・整頓を心掛け、安全かつ快適な現場環境の保持に努めること。
- （５）掘削作業員の安全管理や体調管理は、現場代理人が配慮すること。
- （６）従事者及び観測機器・車輛等が、第三者やその車輛等の往来を妨げないように配慮すること。
- （７）業務の実施に際し、従事者及び第三者の安全を確保する必要が認められる場合は、交通誘導警備員やバリケード等の保安施設を配置しなければならない。

2 測量記録業務

- (1) 測量作業は、国家基準点や公共基準点を用いて行うこととし、調査区方眼の設定方法については、係員の指示に従うこと。
- (2) 測量記録については、係員の指示により、各種範囲、位置、土層断面等について、トータルステーションを使用して測量し、三次元データとして記録すること。
- (3) 写真記録については、係員の指示により、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影するものとする。
- (4) 遺物の出土状況を撮影する場合は、遺物に付着した土を除去し、遺物の特徴を明瞭に記録できる状態にする必要があるが、みだりに遺物を取り上げることがないようにしなければならない。
- (5) 測量機材については、その故障等で作業が中断することのないよう留意すること。
- (6) 測量成果は、指定された形式に変換の上、指定された媒体で納品すること。
- (7) 写真記録は、指定された媒体で納品すること。
- (8) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。

3 掘削業務

- (1) 掘削作業員は、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 人力掘削は、係員の指示した深さ、土層まで、土質や土色の変化に注意しながら、排土中に遺物が含まれることがないように、慎重に作業すること。
- (3) 遺構・遺物が発見された場合は、速やかに係員に報告すること。
- (4) 遺構・遺物が発見された場合は、係員の指示に従い、慎重に検出・精査すること。

4 法令の遵守

- (1) 業務の実施に際しては、「文化財保護法」、「測量法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に際しては、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、安全管理及び衛生管理に努めること。
- (3) 作業員の雇用に際しては、「労働基準法」、「雇用保険法」、「労働災害補償保険法」等の関係法令を遵守すること。
- (4) 業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

5 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。